平成２５年（フ）第７３８号
横浜市栄区飯島町2907番地１　みどり野ハイツ６棟201号
債務者　佐藤　厚子
１　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月５日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７５３号
横浜市港北区日吉本町３丁目25番10―203号
債務者　中野　裕玲（旧姓齋藤）
１　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７６０号
横浜市中区北方町２丁目108番地　宮川荘103号室
債務者　畝　多江子
１　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７８８号
横浜市泉区上飯田町2670番地　県営いちょう団地33棟206号
債務者　阿部　愛子
１　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月４日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７４号
静岡県浜松市北区新都田５丁目28番29号　テクノタウングランデＩＡ　A102号室
債務者　山本　和也
１　決定年月日時　平成25年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月５日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１８０号
静岡県袋井市久能1289番地の９　アウローラ103号室
債務者　坂本　和美
１　決定年月日時　平成25年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月５日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第４７２７号
東京都港区芝２丁目５―21―503
債務者　西島　大輔
１　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４７８７号
東京都足立区一ツ家２丁目１―７―705
債務者　片野　宏昭
１　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４７９０号
東京都新宿区北新宿２丁目７―１　シャトーＥＩ106
債務者　湯原　友幸
１　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４８４７号
東京都練馬区高松２丁目13―15―105
債務者　三森　訓子（旧姓西山・生田）
１　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４８５０号
埼玉県所沢市大字久米1380―10―101
債務者　林　　幸洋
１　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４８５４号
東京都品川区二葉３丁目11―13―101
債務者　鈴木　勇樹
１　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４８５５号
神奈川県横浜市瀬谷区瀬谷４丁目18―５　ハイツ芝本B101
債務者　大椛　時子
１　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４８６２号
東京都品川区西大井２丁目21―８―101
債務者　城　　久惠
１　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４８６３号
東京都北区西ケ原４丁目55―１―201
債務者　伊井　正実
１　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４８６４号
神奈川県川崎市幸区南加瀬３丁目31―１　ドミールM102
債務者　蒲生ひとみ
１　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
５　免責審尋期日　平成25年７月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部